

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期目標（案）

前 文

地方独立行政法人徳島県鳴門病院は、平成25年4月の法人設立以降、県北部をはじめ香川県東部や兵庫県淡路島地域の政策医療を担い、地域の中核的かつ急性期病院として重要な役割を果たしている。

また、看護専門学校、健康管理センター、訪問看護ステーション及び居宅介護支援センターを併設し、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療提供体制の確保に取り組んでいるところである。

急速に進む人口減少や少子高齢化など社会構造が変化する中、医療需要の増加や疾病構造の変化、それに伴う県民の医療に対する意識やニーズの変化など、医療を取り巻く環境は大きく変わりつつある。

こうした中、「徳島県地域医療構想」では、地域にふさわしい医療機能の分化・連携や地域の医療提供体制の将来あるべき姿が示されるなど、本県の医療政策は大きな転換期を迎えており、

地方独立行政法人徳島県鳴門病院においても、地域にふさわしい良質かつ適切な医療を提供し、経営の効率化を図るとともに、「徳島県地域医療構想」を踏まえ、地域の医療提供体制について果たすべき役割を明確化し、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムの構築に向けて積極的な役割を果たす必要がある。

このため、第2期中期目標を次のとおり定めることとし、地方独立行政法人制度の特徴である自主性や効率性を十分に發揮しつつ、地域の医療水準の更なる向上や地域住民の健康増進につながるよう地方独立行政法人徳島県鳴門病院の基本となるべき方向性を示すこととする。

特に、運営に当たっては、「徳島県地域医療構想」をはじめとする徳島県の医療行政施策にのっとり、地域づくりとしての医療を推進し、地域の中核的病院として更なる公的役割を担うとともに、地域住民から信頼される病院を目指していくことを求めるものとする。

第1 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 診療事業

(1) 良質かつ適切な医療の提供

ア 地域の中核的かつ急性期を担う病院として、地域住民の医療を支える基本機能を提供しつつ、地域の医療水準向上のための機能充実に努めること。

イ 最適で確実な治療を提供するため、各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスを促進するとともに医療安全対策を徹底し、医療の質の向上を図ること。

(2) 患者の視点に立った医療の提供

ア 接遇や院内環境の整備に来院者の意見や要望を反映し、患者サービスの向上推進に努めること。

イ 患者の個人情報について法・条例に基づき適切に取り扱い、臨床における倫理的課題に積極的に取り組むとともに、医療相談体制を充実し、患者の利便性向上に努めること。

(3) 救急医療の強化

県北部の主要な2次救急医療機関として受入体制の強化を図るとともに、地域の1次救急医療機関との役割分担や連絡体制の整備、消防機関との連携強化に努めること。

(4) がん医療の充実

地域がん診療連携推進病院として県内のがん診療連携拠点病院との連携を図るとともに、集学的治療の推進やチーム医療によるがん診療の質の向上及び緩和ケアの提供など、がん医療の充実に努めること。

(5) 生活習慣病に対する医療の促進

地域住民に対する生活習慣病の発症予防啓発を促進するとともに、健康管理センターでの予防健診の充実や受入の拡大に努めること。

(6) 産科医療や小児医療の充実

産科及び小児科の診療体制の確保に努めるとともに、他の診療科との連携や役割分担を促進し、病院全体で産科医療や小児医療の充実強化を図ること。

(7) 特徴を発揮した医療の推進

県内唯一の医療分野である「手の外科」等、専門的な人材能力を活かした鳴門病院の特徴となる医療の充実に努めること。

2 地域医療・介護支援

(1) 医療・介護連携の充実

ア 地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を一層強化し、「紹介率・逆紹介率」の維持・向上に努めること。

イ 医療連携体制に基づく地域完結型の医療を実現するため、地域連携クリティカルパスの整備普及に努めること。

ウ 地域の基幹病院としての役割を担うため、整備が図られた高度医療機器を積極的に活用し、地域の医療水準の向上に努めること。

エ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、退院後の療養支援や地域の訪問看護・居宅介護の質の向上に向けた支援に努めること。

(2) 地域住民の健康維持への貢献

健康管理センターにおける健診活動の推進を図るとともに、地域住民の健康に対する啓発を促進し、住民の健康に有用な医療情報の公開・提供に努めること。

3 災害時における医療救護

(1) 医療救護活動の拠点機能

災害拠点病院として、災害発生時の傷病者の受入体制を構築するとともに、地域の医療機関や他の災害拠点病院との連携を強化するなど、医療救護体制の拡充に努めること。

(2) 他地域における医療救護への協力

災害派遣医療チーム（DMA T）の技能向上を図り、他地域における医療救護活動への協力体制の強化に努めること。

4 人材の確保・養成

(1) 質の高い医師の確保・養成

ア 医療水準の向上を図るため、専門的な教育や研修の充実を推進し、質の高い医師の確保・養成に努めること。

イ 臨床研修病院として、他の臨床研修病院との連携や特色のある臨床研修プログラムの設定等により臨床研修医の確保に努めるとともに、質の高い研修指導医の養成に取り組むこと。

(2) 医療従事者の確保・養成

看護師やその他のコメディカル等の専門性の向上を図るため、研修制度の整備や資格取得を促進すること。

(3) 看護専門学校の充実強化

ア 質の高い教員の計画的な養成に努めるとともに、病院や県との連携により教育内容の質の向上を図ること。

イ 県内の高等学校等との連携強化を図り、優秀な看護学生の確保に努めるとともに、県内の医療機関への就職を促進すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制

(1) 効果的な業務運営の推進

理事長及び院長のリーダーシップにより経営効率の高い業務執行体制を確立すること。

(2) 事務職員の専門性の向上

病院事務に精通した事務職員の育成に努め、専門性の向上に努めること。

(3) 人事評価システムの構築

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を適正に評価することにより、努力した職員が相応な処遇を受け、もって優れた人材の育成及び活用が図られる新たな人事評価制度を構築すること。

2 業務運営方法

(1) 県立病院との連携

医薬品等の共同交渉や人事交流、災害時の協力等を推進し、県立病院との連携によるより効果的な医療提供体制を構築すること。

(2) 収入の確保

ア 入院・外来患者数の増加や病床利用率の向上、特徴を発揮した医療の推進などにより、収益力の強化を図ること。

イ 診療報酬の請求漏れや未収金の未然防止等に努めること。

(3) 費用の抑制

ア 医薬品や診療材料等の購入について、県立病院との共同交渉の促進や在庫管理の適正化等により、費用の抑制に努めること。

イ 契約方法について、透明性や公平性の確保に努めるとともに、定期的な見直しを行い、費用の節減や事務の簡素化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経常収支比率

収益力の強化や業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。

2 医業収支比率

医業収支比率について、同規模の公立病院と比較する等により適切な数値目標を定め、達成すること。

3 その他の経営指標

収入の確保や経費削減に係るその他の経営指標について、同規模の公立病院と比較する等により適切な数値目標を定め、達成すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備

施設及び設備について、医療技術の進展や地域の医療需要、費用対効果等を総合的に勘案し計画的に整備すること。

2 職員の就労環境の向上

(1) 良好な職場環境づくり

職員間のコミュニケーションを図り、良好な職場環境づくりに努めること。

(2) 就労環境の整備

育児支援体制の充実を図るなど、職員が安心して働くことのできる就労環境を整備すること。